

厚木市高齢者予防接種助成事業 予防接種依頼申請及び助成金交付申請手続について

この申請手続は、予防接種法に基づき、厚木市（以下「本市」という。）が行う予防接種に関し、本市個別予防接種契約医療機関以外の医療機関で予防接種を受ける方が、予防接種依頼手続及び助成金交付を行うためのものです。

1 対象者

本市に住所を有し、本市が行う予防接種対象者で、次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 重篤な疾患等により契約外医療機関に入院又は通院している方
- (2) 市外に滞在し、やむを得ない事情により契約医療機関で接種できない方

2 申請者及び請求者について

申請及び請求は、被接種対象者及び代理人の方。

3 必要提出書類

- (1) 予防接種の依頼申請をするとき

予防接種依頼申請書

- (2) 助成金の交付申請をするとき

ア 予防接種助成金交付申請書兼請求書

イ 予診票（市提出用）

ウ 領収書

} 予防接種を受けた際に、医療機関から受領する。

※ 費用免除証明書、生活保護費受給票、本人確認証（中国残留邦人等の支援給付受給者）を持っている方は、コピーを一緒に提出する。

※ 成年後見人制度を利用している方は、成年後見人の方が助成金の申請者（請求者）となるので、事前に申出をする。

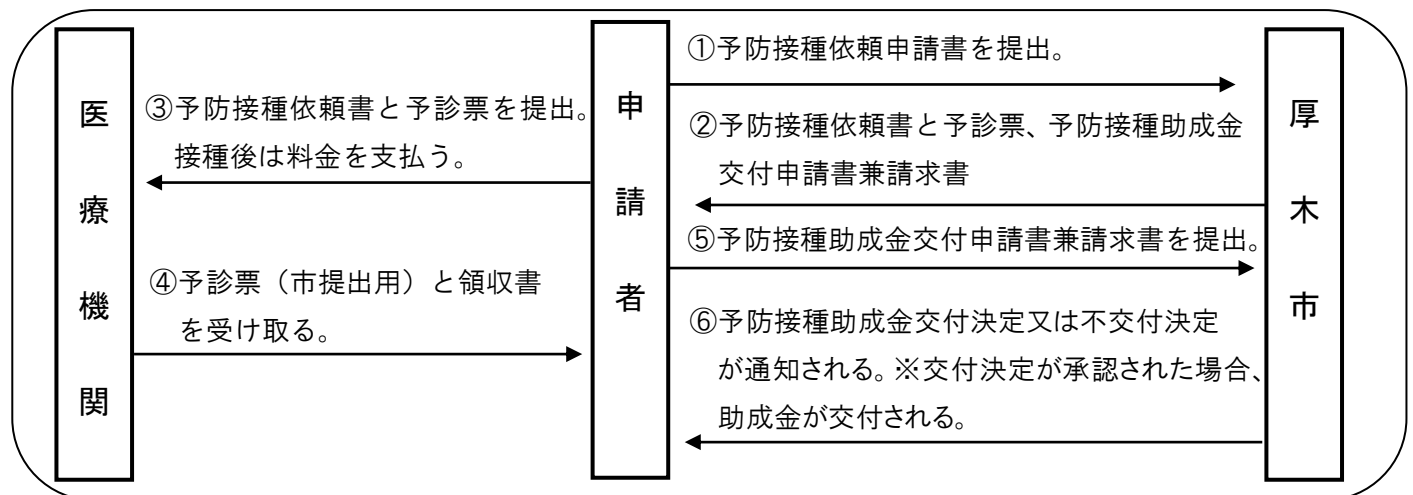
4 助成金について

- (1) 助成金は、限度額があり、申請金額全てを交付できないこともある。
- (2) 助成金は、予防接種に掛かった金額から自己負担金を除いた金額となる。

5 助成金の交付について

助成金の交付は、請求書の口座への振込みとなる。

6 手続の流れ



- ① 予防接種依頼申請書を記入し、市へ提出する。
- ② 予防接種依頼申請に基づき、予防接種依頼書と予診票、予防接種助成金交付申請書兼請求書が申請者へ交付される。
- ③ 予防接種依頼書と予診票を医療機関へ持参し、予防接種を受ける。
接種後は予防接種代金を医療機関へ支払う。
- ④ 医療機関から予診票（市提出用）と領収書を受け取る。
- ⑤ 予防接種助成金交付申請書兼請求書を記入し、予診票（市提出用）と領収書を添付の上、市へ提出する。
※ 費用免除証明書・生活保護費受給票・本人確認証(中国残留邦人等の支援給付受給者)を持っている方は、コピーを一緒に提出する。

提出期限：令和8年3月13日（金）

※当日消印有効。健康医療課の窓口は、土・日・祝日はお休みですので、御留意ください。

- ⑥ 予防接種助成金交付決定又は不交付決定通知
 - ア 承認された場合、予防接種助成金交付決定が申請者に通知される。
※ 予防接種助成金交付決定後、予防接種助成金交付申請書兼請求書は請求書として本市に受領され、申請者へ助成金が交付（指定口座へ振込み）される。
 - イ 承認されない場合、予防接種助成金不交付決定が申請者に通知される。
※ 不交付が決定された場合は、助成金を受けられない。